［1］　当該配置予定管理技術者等と同等の同種又は類似業務実績を有する者
［2］　当該配置予定管理技術者等と同等の技術者資格を有する者
［3］　当該配置予定管理技術者等と同等以上の業務成績平均点を有する者
［4］　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者等の手持ち業務量の制限を超えない者手持ち業務とは、管理技術者、又は主任技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものを含んだ全ての業務。

⑷　平成24年度以降公示日までに完了した業務について、担当した国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）のテクリス平均業務評定点が60点以上であること。また、照査技術者としての実績は対象外とする。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

3　入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

3）本業務は、調査基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するため以下の対策を行うものとする。
①　現場常駐の義務化
②　担当技術者の資格
なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

4）本業務が、調査基準価格を下回る価格で契約がなされた場合において、下記対策の対象となる。
①　業務評定点が70点未満は、企業及び配置予定管理技術者等の実績として認めない。

5）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の方法

1）評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点

2）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）
なお、価格評価点の配分点は60点とする。

3）技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、③については本業務の予定価格が500万円以上の場合に評価項目とする。
①　予定技術者の経験及び能力
②　実施方針等
③　技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）
なお、③技術提案の履行確実性を評価項目とする場合は、技術評価の得点合計及び技術提案評価点の算出は以下のとおりとする。
技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（③の評価に基づく履行確実性度）
技術提案評価点＝（②に係る評価点）

4）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

5）詳細は、入札説明書による。

5　品質確保基準価格

⑴　予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から九州地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「4⑴落札者の決定方法２）」と同様の調査及び「4⑴落札者の決定方法３）」と同一の品質確保対策を行うものである。

⑵　「4⑴落札者の決定方法２）及び３）」に記載されている「調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」と読み替えて適用する。

⑶　品質確保基準価格の算出方法は、調査基準価格に準じて算出するものとする。

6　入札手続等

⑴　担当部局
〒851―0121 長崎県長崎市宿町316―１
九州地方整備局長崎河川国道事務所経理課契約係　電話095―829―9851（内線226）　ＦＡＸ095―839―9441

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　電子入札システムにより交付する。交付期間は別表１③に示す日時。
但し、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の２日前までに上記6⑴の担当部局に連絡すること。

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲　参加表明書を提出する時において、上記2⑴1）の②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。
また、上記2⑴2）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が指名されるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成26年７月11日付け国地契第20号、国官技第99号、国営整第84号）の７の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年３月９日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、別表１⑦に示す日とする。

⑷　参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
1）提出期限：別表１①に示す日時
2）提出場所：上記6⑴に同じ
3）提出方法：①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）する事。
②　発注者の承諾を得て紙入札方式による場合　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）する事。

⑸　指名通知の期日　指名通知の日は別表１②に示す日。

⑹　技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
1）提出期限：別表１④に示す日時
2）提出場所：上記6⑴に同じ。
3）提出方法：①　電子入札対応の場合　電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）する事。